

お知らせ

家屋を取り壊したときはご連絡を

家屋を取り壊した場合は、登記所へ滅失登記をすることになっていきます。滅失登記が遅れるときは、未登記家屋を取り壊したときは、資産税課へご連絡ください。

新しい障害受給証を交付しました

9月1日から平成18年8月31日まで使用する新しい障害受給証を送りました。ご確認ください。所得制限基準額は左表のとおりです。所得が基準額を超えた方には、助成事由消滅通知書を送りました。

所得限度額 (9月1日~平成18年8月31日) 扶養親族の数 基準額 0人 3,604,000円 1人 3,984,000円 2人 4,364,000円 3人 4,744,000円 4人 5,124,000円 5人 5,504,000円

第44回衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日は9月11日(日) 午前7時~午後8時

期日前投票・不在者投票 とき 8月31日(水)~9月10日(土) 午前8時30分~午後8時(土・日・祝日も同じ) 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票・不在者投票期間は、9月4日(日)~10日(土)



心身障害者医療費助成制度: 東京都医療費の一部を助成します。

助成対象 市内在住の、身体障害者手帳の1・2級(内部障害の方は3級を含む)または愛の手帳1・2度に該当する方。ただし、次の方は除かれます。

所得制限の基準額を超えている方 生活保護を受けている方 児童福祉法または知的障害者福祉法による施設に入所している方 65歳以上になってから身体障害者手帳や愛の手帳を取得された方 申請するときの年齢が65歳以上である方(都外からの転入者等、対象になる場合があります) 老人保健法の対象者で住民税が課税されている方

障害受給者証更新に伴い、一部の方の負担者番号が変更されています。医療機関に受診する際は、必ず新しい障害受給者証を医療機関の窓口へ提示してください。なお、古い受給者証は使用できませんので、返却してください。

返却場所 障害福祉課(保谷保健福祉センター、田無庁舎1階) 各出張所、福祉会館 障害福祉課(保谷内線234)

西東京都市計画生産緑地地区変更案の公告および縦覧

都市計画案の区域内に住所または利害関係のある方は、期間中に意見書を提出することができます。

縦覧の期間・場所 9月1日(木)~14日(水) 都市計画課(保谷庁舎5階) 意見書の提出先等 9月14日(水)(必着)までに〒202-8555 西東京市役所保谷庁舎都市計画課に持参または郵送

にしはらスポーツクラブ事務員募集

にしはらスポーツクラブにしはらスポーツクラブは、10月の設立に向けて、現在準備中です。総合型地域スポーツクラブとして、市民の皆さんが運営するこのクラブの事務員を募集します。

職務内容 にしはらスポーツクラブの管理に関わる一般事務と相談業務 人数 4人

財政白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況を理解いただくために「財政白書」を作成しました。今後の市の財政運営のあるべき姿と行財政改革の必要性について、市民の皆さんが議論する際の素材として活用してください。

財政白書は、9月15日(木)から田無庁舎3階財政課、田無保谷両庁舎1階情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。冊子をご希望の方は、各窓口でお申し出ください。

市議会開催情報

8月15日号の市報で、9月2日(金)から開催予定とお

資格 おおむね22~55歳の心身ともに健康で、次のいずれかに該当する方

スポーツクラブマネージャー講習の修了証書を有し、パソコン操作ができる方

今後、スポーツクラブマネージャー講習会に受講意欲のある方でスポーツ経験者、パソコン操作ができる方

申込 市販の履歴書(写真貼付)と保谷庁舎3階スポーツ振興課にある応募用紙に必要事項を記入し、9月12日(月)までに直接スポーツ振興課へ。提出された履歴書等は返却できません。

選考結果は、本人へ9月下旬に通知します。

報酬 月額約8万円程度 勤務条件 週5日(土・日曜日、祝日を含む) 午前8時30分~午後9時の間の4~5時間の交代勤務

勤務地 にしはらスポーツクラブ(西原総合教育施設内、西原町4-5-6) 雇用期間 10月1日~平成18年3月31日

審議会開催情報

傍聴希望の方は事前に担当課へお問い合わせください

公民館・図書館施設整備懇談会(中央図書館・内線1672) 9月1日(木) 午後2時~

田無公民館・公民館、図書館の施設整備の概要について、傍聴5人 環境審議会(環境保全課・内線2215) 9月5日(月) 午後7時~イングリッシュ・環境学習の基本的な考え方について、傍聴5人

寄付・寄贈 住友重機械工業株式会社田無製造所様 (スポーツ用具一式) ありがとございました。

10月1日から

介護保険制度が変わります

介護保険法が改正され、10月1日から、介護保険施設などの居住費・食費、通所系サービスの食費が自己負担となります(下表)。

なぜ、介護保険施設サービスなどの居住費や食費が自己負担になるのでしょうか 現在、居宅で介護サービスを利用している方は、居住費(家賃・光熱水費)や食費を自己負担しています。しかし、介護保険施設などで介護サービスを利用している方は、居住費や食費の大部分が介護保険から給付されています。

このような差を見直し、公平性を図るために、介護保険施設などの居住費や食費が自己負担になります。実際に負担していただく居住費・食費の額は、平均的な費用等を考慮したうえで、施設や事業者が設定し、利用者との契約により決められるようになります。

所得の低い方は負担が軽減されます

所得の低い方(世帯全員が住民税非課税者または生活保護受給者)に対しては、居住費や食費の負担が重く

国民健康保険被保険者証が更新されます

新保険証(世帯単位)を、9月中旬から配達記録でお送りします。配達日に不在のときは、不在票がポストに投入され、直接郵便局へお問い合わせください。

ただし、郵便局での保管期間経過後は保険年金課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)での受け取りとなります。身分を証明するもの(免許証・パスポート・保険証・医療証等)をご持参ください。なお、郵便局での配達事情により、2週間程度かかる場合もあります。ご了承ください。

新しい保険証 一般被保険者世帯: 国民健康保険証(濃クリーム色) 退職者医療制度該当世帯: 国民健康保険退職被保険者証(空白)

有効期限 10月1日~平成19年9月30日

★保険証は大切にしましょう★

保険証(国民健康保険被保険者証)は、国民健康保険に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときに必要なものです。大切に保管しましょう。

- 交付されたら記載内容を必ず確認しましょう。勝手に書きかえると無効になります。
・他人と貸し借りしてはいけません。法律により罰せられます。
・コピーした保険証は使えません。

れた方、住所の変更がある方は、市役所または出張所の窓口へ届け出てください。現在受診中の方で、10月以降も継続して受ける方は、医療機関の窓口へ新しい保険証を提示し、確認を受けてください。現在使用中の保険証(うぐいす色・藤色)は、有効期限が9月30日(金)までとなっています。ご注意ください。保険年金課(保谷内線1481)

【10月から食費等が自己負担となるサービス】

Table with 2 columns: サービスの種類, 自己負担となる費用. Rows include 施設サービス (介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設) and 居宅サービス (短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 通所介護, 通所リハビリテーション).